



三原市本郷人権文化センターだより

発行/三原市人権推進課
編集/三原市本郷人権文化センター
所在地/
三原市本郷北三丁目16番10号
電話/0848-86-3333
FAX/0848-86-3407

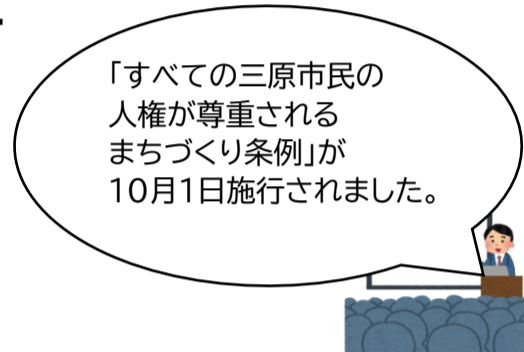
地域親睦グラウンドゴルフ大会を開催します



とき: 10月29日(日) 9時~12時 (受付は8時30分~)
ところ: 本郷小学校 グラウンド
競技: 2ラウンド16ホールの合計打数で競います
定員: 80人 (定員になり次第〆切) ※定員に満たない場合、当日受付あり
用具を持っていなくても参加できます (貸出し用を準備しています)
申込み等、くわしくは本郷人権文化センターへお問い合わせください

『みんなで考える人権講座』を開催します

とき: 10月25日(水) 13時30分~14時30分
ところ: 本郷人権文化センター 2階 大会議室
演題: 「人権のまち みはらをともにつくろう」
講師: 人権啓発指導員 別所 邦彦 さん
定員: 35人 (申込み不要)
行政・市民・事業者の責務や役割を条例から学び、私たち一人ひとりが大切にされるまちをどのようにして作っていくか、考えてみましょう。



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が10月1日施行されました。

「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」制定記念講演会のお知らせ

とき: 10月29日(日)14時~15時20分(開場13時30分)
ところ: 本郷生涯学習センター にいたかホール
演題: 子どもの権利ときっと幸せになる子育て
講師: てい先生(保育士・育児アドバイザー)
定員: 450人(申込み必要・入場無料)
対象: 三原市民、市内に通勤、通学している人
申込み: 10月13日(金)まで(必着)



てい先生



申込専用フォーム (二次元コード)

専用フォーム(二次元コード)またはハガキに①代表者の名前(ふりがな)、②郵便番号、③住所、④電話番号、⑤参加希望人数(5人まで)を記入し、人権推進課へ郵送ください。

※申込多数の場合は抽選となります。当選者の発表は、入場券の発送をもってかえさせていただきます。

※託児希望の場合は、子どもの名前・年齢を併せて記入し「託児希望」と朱書き(定員10名・4か月から未就学児 申込多数の場合は抽選)

くわしくは、人権推進課 (〒723-8601 三原市港町3丁目5番1号 TEL0848-67-6044へ)

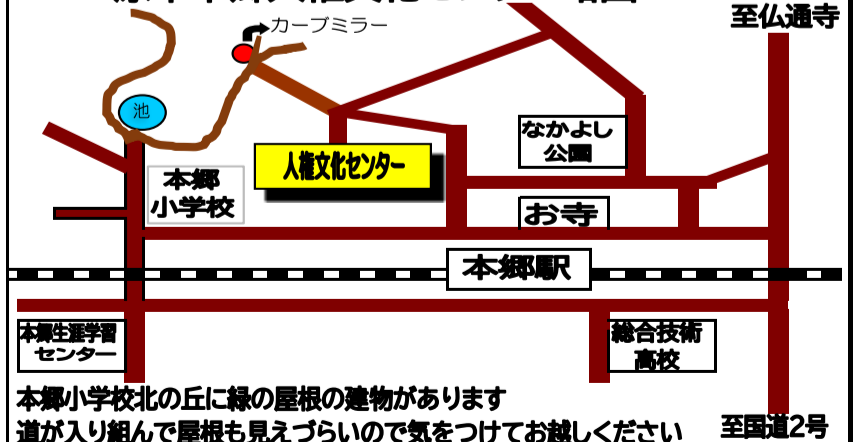
人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。
●とき 土・日・祝日は除く 10時~16時
●ところ 三原市本郷人権文化センター
●電話 0848-86-3333

※大切な個人情報を守るため、登録型本人通知制度へ登録をくわしくは、市民課(67-6175)、各支所地域振興課まで



三原市本郷人権文化センター略図



本郷小学校北の丘に緑の屋根の建物があります
道が入り組んで屋根も見えづらいので気をつけてお越しください 至国道2号

人権のひろば



まな学ぼう！ESD（持続可能な開発目標）（14）

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。



【目標13. 気候変動に具体的な対策を】

気候変動から地球を守るために、今すぐことを起こすことを掲げた目標です。地球温暖化の進行により、熱波や干ばつ、集中豪雨、大型台風など、世界中でさまざまな自然災害があらゆる場所で発生しています。その影響は、農業や水産業、エネルギーなどあらゆる分野に及び、私たちの暮らしに深刻な被害をもたらしています。地球温暖化は、私たち人間が経済活動の中で出す二酸化炭素が主な原因です。今後も気温は、さらに上昇することが予想されています。二酸化炭素排出量を減らし、温暖化にストップをかけるよう世界中が協力して対策を講じなければなりません。

大幅な温室効果ガスの削減は簡単なことではありません。しかし、私たちの地球を住みやすくするのも私たち一人ひとりの行動次第です。電気をこまめに消してムダな電気を使わないこと、大量消費をやめて「3R」を心がけることも一つです。

- 【3R】R(リデュース) 物を大切に使い、ゴミを減らすこと。
- R(リユース) 使えるものは繰り返し使うこと。
- R(リサイクル) ごみを資源として再び利用すること。

(出典:Edu Town SDDs 「わたしたちがつくる未来」)



★きょうは何の日？ 10月 人権カレンダー

10月1日 法の日

「法の日」は、国民の皆さんに法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるように、裁判所、警察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35(1960)年、政府によって「国民をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。基本的人権はとても大切な権利なので、日本国憲法の3原則の一つとされています。

【3原則】基本的人権の尊重(人が生まれながらに持つ権利を尊重すること)

国民主権(国民が国の政治を決定する権利をもつこと)

平和主義(戦争放棄し、世界平和を願うこと)